

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第97号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号から第11号までを削り、同項第12号中「若しくは」を「又は」に、「又は当該児童の扶養義務者」を「の扶養義務者（当該児童と同一の世帯に属する者を除く。）」に改め、同号を同項第6号とし、同項第13号を同項第7号とし、同条第4項中「次に掲げる」を「当該決定に係る予防接種を受けた者と同一の世帯に属する者（当該予防接種を受けた者の保護者を除く。）に係る市町村民税に関する」に改め、同項各号を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「別表第2の7の項」を「別表第2の6の項」に改め、同項第1号カを削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「別表第2の8の項」を「別表第2の7の項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、公営住宅法第27条第5項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の8の項の規則で定める情報は、当該申請をした同法第2条第2号の公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第3条第9項を削り、同条第10項中「別表第2の10の項」を「別表第2の9の項」に改め、同項第4号中「次に掲げる」を「国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金の被保険者の資格に関する」に改め、同号ア及びイを削り、同項を同条第9項とし、同条第11項中「別表第2の11の項」を「別表第2の10の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「別表第2の12の項」を「別表第2の11の項」に改め、同項を同条第11項

とし、同条第13項を削り、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の13の項」に、「同表の15の項」を「同表の13の項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の14の項」に、「同表の16の項」を「同表の14の項」に改め、同項第2号中「児童扶養手当法」の次に「（昭和36年法律第238号）」を加え、同項を同条第14項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「別表第2の19の項」を「別表第2の16の項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「別表第2の20の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第21項を削り、同条第22項中「別表第2の23の項」を「別表第2の18の項」に、「同表の23の項」を「同表の18の項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「別表第2の25の項」を「別表第2の19の項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第25項中「別表第2の26の項」を「別表第2の20の項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第26項中「別表第2の27の項」を「別表第2の21の項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第27項中「別表第2の28の項」を「別表第2の2の項」に、「同表の28の項」を「同表の22の項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第28項中「別表第2の29の項」を「別表第2の23の項」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「次に掲げる」を「児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する」に改め、同号ア及びイを削り、同項第6号から第11号までを削り、同項を同条第23項とし、同条第29項中「別表第2の30の項」を「別表第2の24の項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第30項中「別表第2の31の項」を「

別表第2の25の項」に、「同表の31の項」を「同表の25の項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第31項中「別表第2の32の項」を「別表第2の26の項」に改め、同項第1号才中「外国人就労自立給付金関係情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」に改め、同項第2号イ中「児童手当法」の次に「(昭和46年法律第73号)」を加え、同項を同条第26項とし、同条第32項中「別表第2の33の項」を「別表第2の27の項」に改め、同項を同条第27項とし、同条第33項中「別表第2の34の項」を「別表第2の28の項」に改め、同項を同条第28項とし、同条第34項中「別表第2の35の項」を「別表第2の29の項」に改め、同項を同条第29項とし、同条第35項中「別表第2の36の項」を「別表第2の30の項」に改め、同項を同条第30項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。